

東大阪市監査委員条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市監査委員条例の一部を改正する条例

東大阪市監査委員条例(昭和42年東大阪市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(公表等の方法)」に改め、同条中「監査結果の」を「監査委員の行
う」に改め、「公表」の次に「及び告示」を加え、「に定める掲示場に掲示して行なう」を
「第2条第2項の規定の例により行う」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

東大阪市監査委員条例新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="219 304 477 336"><u>(公表等の方法)</u></p> <p data-bbox="174 384 1106 582">第5条 <u>監査委員の行う公表及び告示</u>は、東大阪市公告式条例（昭和42年東大阪市条例第2号）<u>第2条第2項の規定の例により行う。</u></p>	<p data-bbox="1171 304 1464 336"><u>(監査結果の公表)</u></p> <p data-bbox="1131 384 2063 502">第5条 <u>監査結果の公表</u>は、東大阪市公告式条例（昭和42年東大阪市条例第2号）<u>に定める掲示場に掲示して行なう。</u></p>